

社会福祉法人 旭川荘
令和8年度採用職員 募集要項 (社会人対象)

○ 旭川荘の理念

- ・基本理念 「敬天愛人」 — 天を敬い人を愛する人間尊重の精神 —
生命の尊厳を大切にし、すべての人が共生できる人間尊重の社会の実現を目指します
- ・運営の基本方針
 - 1 医療と福祉の融合 医療と福祉の機能がより効果的に発揮できるよう、医療と福祉が融合したサービスを提供します
 - 2 総合福祉施設としての運営 多様な障害に対応し、また乳幼児から老人まであらゆる年齢階層を対象に総合的、有機的にサービスを提供します
 - 3 地域福祉への貢献 地域の医療福祉ニーズを科学的に把握し、地域社会の文化・生活に即したサービスを提供します
 - 4 国際交流の推進 旭川荘の有する医療福祉の知識や経験を通じて、海外との交流を図り、東アジア諸国の医療福祉事業に協力します

1 求める人材像

“小さな声”を受け止め、柔軟に対応できる人
仕事に対する意欲を持ち、自ら学び考え行動できる人
周囲の人たちと協力して仕事に取り組める人



2 応募区分(特定地域職)、募集職種、募集対象等、採用予定数

【特定地域職】

募集職種	福祉職 (業務内容は裏面に記載)
募集対象	令和9年3月31日現在で満44歳以下の人(昭和57年4月2日以降に生まれた人)で、高等学校、専門学校、短期大学、大学若しくは大学院を卒業した人であって、特定地域内に限定して働くことを希望する人
募集地域	愛媛地域(愛媛県北宇和郡鬼北町)
勤務施設	旭川荘南愛媛病院 (医療機関) 南愛媛療育センター (重症心身障害児・者施設) 鬼北町立北宇和病院 (医療機関)
採用予定数	若干名

※年齢制限例外事由 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を目的に設定しています。

3 業務内容

福祉職として担当する主な業務内容は次のとおりです。

児童指導職	養育困難な乳幼児、知的障害や身体障害のある方の日常生活全般の支援を行います。自立した生活を送れるようにするため医療、訓練、保育を通じて、それぞれが抱えている障害をできる限り克服し、持てる能力をより有効に伸ばすことができるよう支援します。
生活支援職	日常生活における身の回りの支援から創作的活動・生産活動まで、障害者の生活能力の向上、自立をサポートしたり、アドバイスをしています。
保育職	保育園の乳幼児、養育困難な乳幼児、知的障害や身体障害のある方の日常生活全般の支援を行います。自立した生活を送れるようにするため医療、訓練、保育を通じて、それぞれが抱えている障害をできる限り克服し、持てる能力をより有効に伸ばすことができるよう支援します。
介護職	高齢者や障害のある方の生活全般にわたって支援するケアワーカーです。食事、排泄、入浴、移動等の身辺介護から家事援助まで、さまざまな形で生活全般のサポートを行います。
相談支援職	障害のある方やそのご家族に対し、生活上のアドバイスや日常生活に必要なサポートの調整等、一般相談を行います。また、計画相談と呼ばれる支援計画の作成や関連機関との連絡・調整、障害をお持ちの方やそのご家族の相談に対し助言等を行います。 なお、相談支援職員は、他の業務を経験していただき、能力や適性を踏まえて配属を行います。
事務職	事務関連業務（経理、人事・給与等）を行い、支援の現場で活躍する職員のサポート役として、業務が円滑に進むよう、法人及び各施設のバックアップや取りまとめを行います。

4 応募方法、提出書類

- (1) 受験申込
旭川荘ホームページ（採用サイト内）の募集掲載画面から申し込んでください。
- (2) 提出書類
最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し、資格を証する書類の写し、エントリーシート（各1部）
（注1）エントリーシートは旭川荘ホームページ（採用サイト内）の募集掲載画面からダウンロードしてください。
（注2）受験申込確認後、試験案内をメールにより通知します。

5 応募締切

受験申込(上記4の(1)) 令和8年8月7日(金)
受験申込(上記4の(2)) 令和8年8月10日(月)

6 試験内容

○ 第一次試験

- (1) 試験種目 書類選考
(2) 合否結果 8月中旬頃、メールにより合否の結果を通知します。なお、合格者には併せて第二次試験を案内します。

○ 第二次試験

- (1) 試験種目 面接
(2) 試験日 令和8年8月21日(金) 20分程度
※時間については後日連絡します。
(3) 試験会場 旭川荘南愛媛病院 (愛媛県北宇和郡鬼北町永野市 1607)
(4) 合否結果 最終合否結果は、9月上旬頃、通知文書を郵送します。

7 採用日 令和8年10月以降必要に応じて採用します。

8 待遇

- (1) 初任給 経験年数、年齢、資格、能力等を考慮し、旭川荘の規定により決定
(2) 諸手当 期末手当(年4.05月 ※令和7年度実績)、資格手当、通勤手当、扶養手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ等支援手当
住居手当、早出手当、夜勤手当、その他
(3) 勤務時間 1日8時間、週40時間。変則勤務の施設もあります。
(4) 休日・休暇 年間休日日数 125日 (週休2日制、祝日、年末年始休暇を含む)
年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、育児休暇、介護休暇、その他特別休暇、産前産後休業、育児休業、介護休業など
(5) 保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
(6) 福利厚生 ①退職手当共済制度(福祉医療機構)
②福利厚生センター加入
・慶弔お祝い・入院見舞金等・弔慰金・各種研修会・トラベル、スポーツ、カルチャー、ショッピングなど幅広い分野のサービス
③病児・病後児保育費助成制度
(7) その他 大学院進学に対する就学奨励金などがあります。
(8) 定年 満60歳に達した年度末(再雇用制度で満65歳に達した年度末まで勤務できます)

9 勤務地、勤務施設

応募区分【特定地域職】※特定地域内の配属及び異動に限られます。
愛媛県北宇和郡鬼北町の医療機関、重症心身障害児・者施設です。

問い合わせ・書類提出先	
社会福祉法人旭川荘	
旭川荘南愛媛病院 総務課	
住所	〒798-1393 愛媛県北宇和郡鬼北町永野市1607
	TEL (0895)45-1101(代表)
	FAX (0895)45-3326
	メールアドレス ehime-recruit@asahigawasou.or.jp
旭川荘愛媛支部	
旭川荘南愛媛病院・南愛媛療育センター ホームページアドレス	
	https://www.asahigawasou.or.jp/minamiehime/
鬼北町立北宇和病院(旭川荘指定管理) ホームページアドレス	
	https://www.kitauwa-hospital.jp/

別紙 こども性暴力防止法に基づく採用条件

- 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下の参照条文をご参照ください。

<参照条文>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）
（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項もしくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの